



平成28年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社 南都銀行  
代表者名 取締役頭取 橋本 隆史  
(コード番号 8367 東証第1部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 横谷 和也  
(TEL. 0742-27-1552)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成28年5月16日開催の取締役会において、単元株式数の変更に伴う定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第128期定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の単元株式数(売買単位)を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めましたことから、これに対応するものです。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成28年10月1日

##### (4) 変更の条件

平成28年6月29日開催予定の第128期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)にするとともに、当行株式を株主様に安定的に保有いただくことや、株主様の議決権数に変更が生じることがないよう、株式併合(10株を1株に併合)を実施するものであります。

##### (2) 併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式

###### ②併合の方法・比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	272,756,564株
株式併合により減少する株式数	245,480,908株
株式併合後の発行済株式総数	27,275,656株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

### ④併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

#### （3）1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### （4）併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	13,400名（100.0%）	272,756,564株（100.0%）
10株未満所有株主	230名（1.7%）	485株（0.0%）
10株以上所有株主	13,170名（98.3%）	272,756,079株（100.0%）

（注）上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様230名（所有株式数の合計485株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### （5）効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成28年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成28年10月1日付）
6億4千万株	6,400万株

#### （6）併合の条件

平成28年6月29日開催予定の第128期定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款一部変更

### （1）定款変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行います。

### （2）定款変更の内容

当行の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が、平成28年6月29日開催予定の第128期定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6億4千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6,400万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年5月16日
定時株主総会開催日	平成28年6月29日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月1日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成28年10月1日 (予定)

#### (ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合に係る効力発生日は、平成28年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成28年9月28日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

添付資料： (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数です。現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

### Q 2 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当行においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

### Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、全ての国内上場会社の普通株式の単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目指しており、平成27年12月17日には「売買単位の100株への移行期限の決定について」が公表され、100株に統一する期限を平成30年10月1日とすることが決定いたしました。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し対応するものです。

また、全国の証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合(10株を1株に併合)を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整するものです。

### Q 4 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数は1,000株から100株に変更されます。したがって、併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

### Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個	300株	3個	なし
例2	1,515株	1個	151株	1個	0.5株
例3	755株	なし	75株	なし	0.5株
例4	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例2、

例3、例4)、全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様(上記、例4)は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例2、例3、例4の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### **Q6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。**

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。なお、端数が生じる場合の処理については上記Q5をご参照ください。

#### **Q7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。**

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましてはQ5に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

#### **Q8 具体的なスケジュールを教えてください。**

A. 次のとおり予定しております。

平成28年6月29日	定時株主総会開催日
平成28年9月27日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成28年9月28日	売買単位が1,000株から100株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成28年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

#### **Q9 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

A. 特に必要なお手続きはございません。

なお、上記Q5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

※株主名簿管理人(お問い合わせ先)

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

電話0120-094-777(フリーダイヤル)

受付時間 平日9:00~17:00

以上